



# 鳥取県公報

平成 19 年 6 月 5 日 (火)  
第 7 8 9 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (498) (福祉保健課) . . . . . 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の当選人の決定 (499) (景観まちづくり課) . . . . . 2 保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (500~502) (森林保全課) . . . . . 3 開発行為に関する工事の完了 (503) (中部総合事務所生活環境局) . . . . . 4 土地改良区の役員の退就任 (504) (中部総合事務所農林局) . . . . . 5 開発行為に関する工事の完了 (505) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 6
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (62) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 7
◇ 正 誤	平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 849 号中訂正 . . . . . 9 平成 19 年 1 月 19 日付鳥取県告示第 51 号中訂正 . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年6月20日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年5月1日

### 3 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年6月20日

### 4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	変更年月日
久大建材株式会社	鳥取市叶110-1	久大建材株式会社ライフケア事業部	鳥取市古海693-1	平成18年6月20日

## 鳥取県告示第499号

平成19年6月3日に執行した米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により告示する。

平成19年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

宅地所有者のうちから選挙された当選人の氏名及び住所

氏名	住 所
高橋 務	米子市道笑町二丁目242
船越安之	米子市角盤町四丁目106

#### 鳥取県告示第 500 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上宇木谷口1697、1699、宇柳ヶ左近1700から1703まで、1708、宇柳ヶ左近ノ内才神1710から1713まで、1713の1、1714の2、宇井津ノ谷1720、1721、宇治郎代1727、1729、宇石原左近1733から1737まで、宇大曲ヶ口1740、1741、1762、宇大曲ヶ1744、1745、1747、1749、1759の2、宇大曲ヶ内下花尾1750、1750の1、宇菜畑1752、1752の1、1757の1、1757の3から1757の12まで、宇奥間藤1753の1、1755、1756、1756の1、宇大曲ヶ谷1760の7、宇藤谷1767から1769まで、1771、1774、1775、1776の2、宇神子谷1781、1781の1、1782の1、宇落谷1793、1794、宇奥落谷1797の2、1798の2、1799から1801まで

##### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

##### 3 変更後の指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第 501 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路宇内源山804の2（次の図に示す部分に限る。）、804の3から804の5まで

##### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第 502 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町姫路字広畑ヶー802の1から802の4まで、803の1・803の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、803の3から803の5まで、803の6(次の図に示す部分に限る。)、803の7、803の8(次の図に示す部分に限る。)、803の10、803の11(次の図に示す部分に限る。)、803の12、803の13(次の図に示す部分に限る。)、803の58、803の59、字石ヶ谷805の1から805の5まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、805の6から805の10まで、805の11(次の図に示す部分に限る。)、805の12、805の50から805の64まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第 503 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成19年4月13日 鳥取県指令第200700003943号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東伯郡北栄町松神
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東伯郡北栄町弓原798-1  
中部舗装株式会社 代表取締役 馬野勇一郎

---

**鳥取県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

**退任した役員の氏名及び住所**

理 事	八 渡 吉 永	倉吉市上余戸220-13
理 事	山 口 文 雄	倉吉市上余戸267
理 事	伊 藤 英 男	倉吉市下余戸71
理 事	杉 本 訓 志	倉吉市下余戸42
理 事	福 井 勲	倉吉市八屋165
理 事	矢 木 康 雄	倉吉市八屋56
理 事	涌 嶋 清 吉	倉吉市伊木142-2
理 事	田 中 哲 也	倉吉市伊木69
理 事	福 田 秀 富	倉吉市山根455
理 事	牧 山 俊 彦	倉吉市山根392
理 事	沖 忠 勝	倉吉市上井389
理 事	砂 原 寿 一	倉吉市上井町二丁目7-8
理 事	角 篤	倉吉市海田東町58-1
理 事	福 井 憲 晶	倉吉市福庭262
理 事	伊 藤 幸 長	倉吉市福庭1105
理 事	河 本 智	倉吉市福庭163
監 事	涌 嶋 孝 人	倉吉市上余戸135
監 事	福 井 莞 二	倉吉市伊木85
監 事	野一色 利 忠	倉吉市福庭180

平成19年5月24日退任

**就任した役員の氏名及び住所**

理 事	八 田 哲	倉吉市上余戸155
理 事	山 口 文 雄	倉吉市上余戸267
理 事	伊 藤 英 男	倉吉市下余戸71
理 事	杉 本 訓 志	倉吉市下余戸42
理 事	矢 木 康 雄	倉吉市八屋56
理 事	福 井 勲	倉吉市八屋165

理 事	福 井 莞 二	倉吉市伊木85
理 事	田 中 哲 也	倉吉市伊木69
理 事	福 田 秀 富	倉吉市山根455
理 事	牧 山 俊 彦	倉吉市山根392
理 事	伊 東 資 秘	倉吉市山根652
理 事	福 井 春 光	倉吉市上井414
理 事	砂 原 久	倉吉市上井386
理 事	角 篤	倉吉市海田東町58-1
理 事	伊 藤 幸 長	倉吉市福庭1105
理 事	福 井 憲 晶	倉吉市福庭262
理 事	河 本 智	倉吉市福庭163
監 事	涌 嶋 孝 人	倉吉市上余戸135
監 事	涌 嶋 清 吉	倉吉市伊木142-2
監 事	野一色 利 忠	倉吉市福庭180

平成19年5月25日就任 任期4年

#### 鳥取県告示第 505 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成19年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成19年2月14日 鳥取県指令第200600168076号  
(変更許可)  
平成19年4月4日 鳥取県指令第200700003813号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字日吉津1604-11  
加納 貞實

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第 62 号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,858
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,815
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	53,243
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,213
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,147
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,005
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,711
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,100
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,910
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,922
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	4,048

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

パーソナルコンピューターシステム及びCADシステムの賃貸借及び保守業務 一式

#### (2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

#### (3) 借入期間

平成 19 年 9 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで

#### (4) 納入期限

平成 19 年 8 月 31 日（金）

#### (5) 納入場所

倉吉市大谷 166 鳥取県立倉吉農業高等学校

#### (6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品等に係る 1 月当たりの単価（保守料を含む。）の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち、リース・レンタルに係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 6 月 14 日(木)午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品等を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品等の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

- (4) 平成 19 年 6 月 5 日(火)から同年 7 月 19 日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷 166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 19 年 6 月 5 日(火)から同月 28 日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

- (4) 入札説明会の日時及び場所

平成 19 年 6 月 18 日(月)午後 2 時

鳥取県立倉吉農業高等学校 会議室

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 7 月 19 日(木)午後 2 時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 18 日(水)午後 5 時までとする。)

鳥取県立倉吉農業高等学校 会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 28 日(木)午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(6)で定める入札金額に 46 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の(6)で定める契約金額に 46 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品等を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance personal computer system and CAD system 1set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 28, June, 2007

(3) Time-limit for submission of tenders : 2:00PM. 19, July, 2007

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM , 18, July, 2007)

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshi Agriculture High School 166 Ohtani Kurayoshi-city 682-0941 Japan

TEL 0858-28-1341

---

正 誤

平成 18 年 11 月 28 日付鳥取県告示第 849 号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 8  
行 上から 5  
誤 1704 の 76  
正 1701 の 76

---

平成 19 年 1 月 19 日付鳥取県告示第 51 号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4  
行 上から 2  
誤 1020 から 1024 まで、1024 の 1、1025 から 1027 まで  
正 1020、1021、字尾手見谷東側中分 1022 から 1024 まで、1024 の 1、字尾手見谷東側口分 1025 から 1027 ま  
で